

魚津市告示第190号

指定管理者の指定について

魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年魚津市条例第25号）第4条の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第5条第1項の規定により告示する。

令和7年12月19日

魚津市長　　村椿　晃

施設の名称	指定管理者となる団体等の名称	主たる事務所の所在地	施設の名称
魚津総合公園（魚津水族博物館を除く。）及び早月川緑地	一般財団法人魚津市施設管理公社	魚津市三ヶ1181番地	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
魚津市村木コミュニティセンター	村木地域振興会	魚津市村木町1番21号	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
魚津市上中島コミュニティセンター	上中島地域振興会	魚津市吉野1280番地9	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
魚津市本江地域交流センター	本江地区振興会	魚津市友道1375番地1	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
坪野山村広場	坪野自治会	魚津市坪野539番地	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで
経田漁港	魚津漁業協同組合	魚津市漁港定期防割	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで